

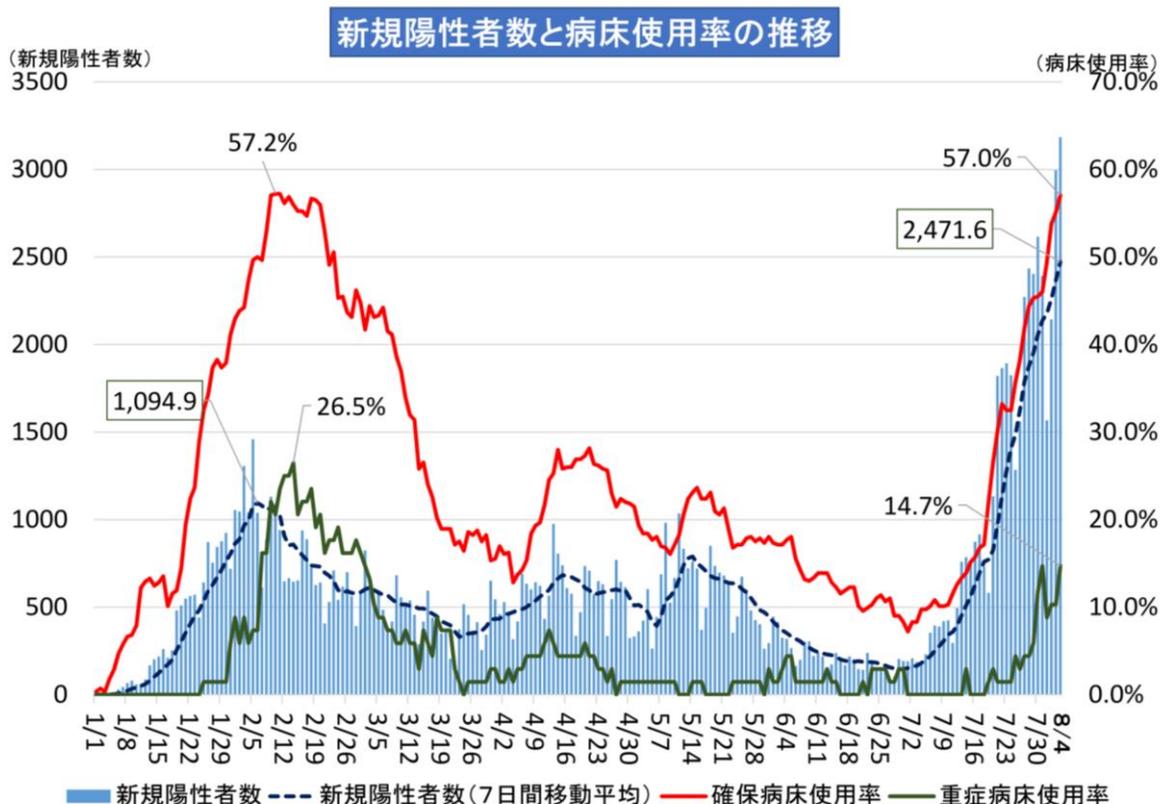
(1) 県内・市内の感染状況等

○県内の感染状況等（岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料抜粋）

直近1週間の岡山県の状況（7/28～8/3）及びレベル判断

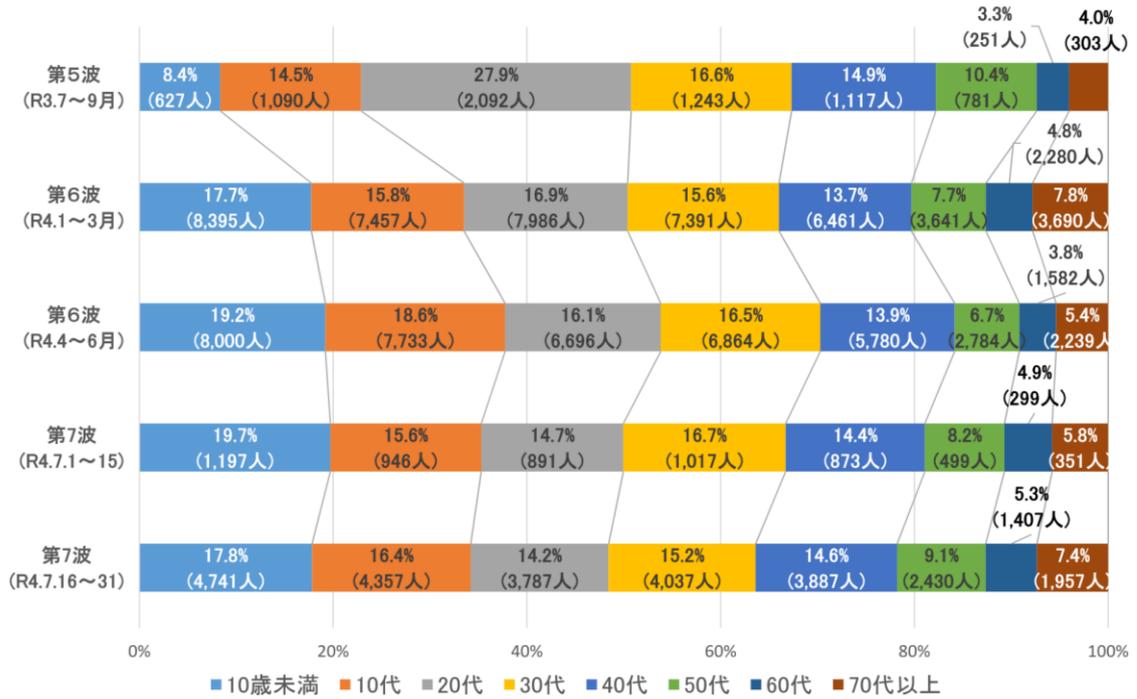
区分	確保病床使用率		新規陽性者数		PCR陽性率	感染経路不明割合	10万人あたり療養者数	入院率	重症者数	人口10万人あたり自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値
		重症者用	10万人あたり	今週先週比						
レベル2の目安	15%		15人							
さらなる警戒強化	30%	参考	30人				参考			
レベル3の目安	50%		参考							
今週	53.8%	10.3%	876.64人	1.32	82.1%	74.6%	1000.5人	1.9%	9人	974.0人
	298床/ 554床	7床/ 68床	16,551人	16,551人/ 12,522人	16,551件/ 20,164件 (※1)	12,350人/ 16,551人	18,889人	355人/ 18,889人		18,389人
先週比較	↑	↑	↑	↓	↑	↑	↑	↑	↑	↑
時点	8/2		7/28～8/3				8/2			
先週	38.3%	2.9%	663.24人	2.17	61.6%	65.8%	737.9人	1.8%	3人	717.8人
	212床/ 554床	2床/ 68床	12,522人	12,522人/ 5,778人	12,522件/ 20,324件	8,245人/ 12,522人	13,931人	245人/ 13,931人		13,553人

(※1) 「PCR陽性率」欄は、8月3日までに医療機関から報告があった検査数を基に集計



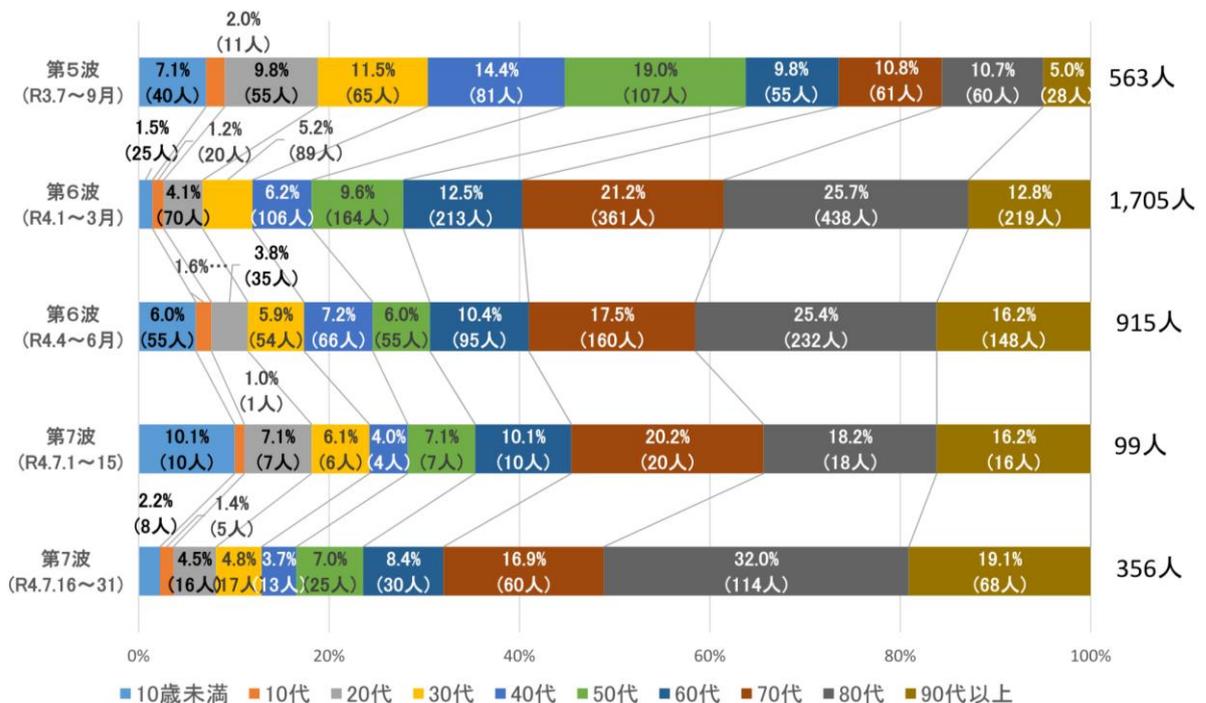
年代別新規陽性者数

70代以上の高齢者の割合は、第6波と同様に現時点では低く保たれている



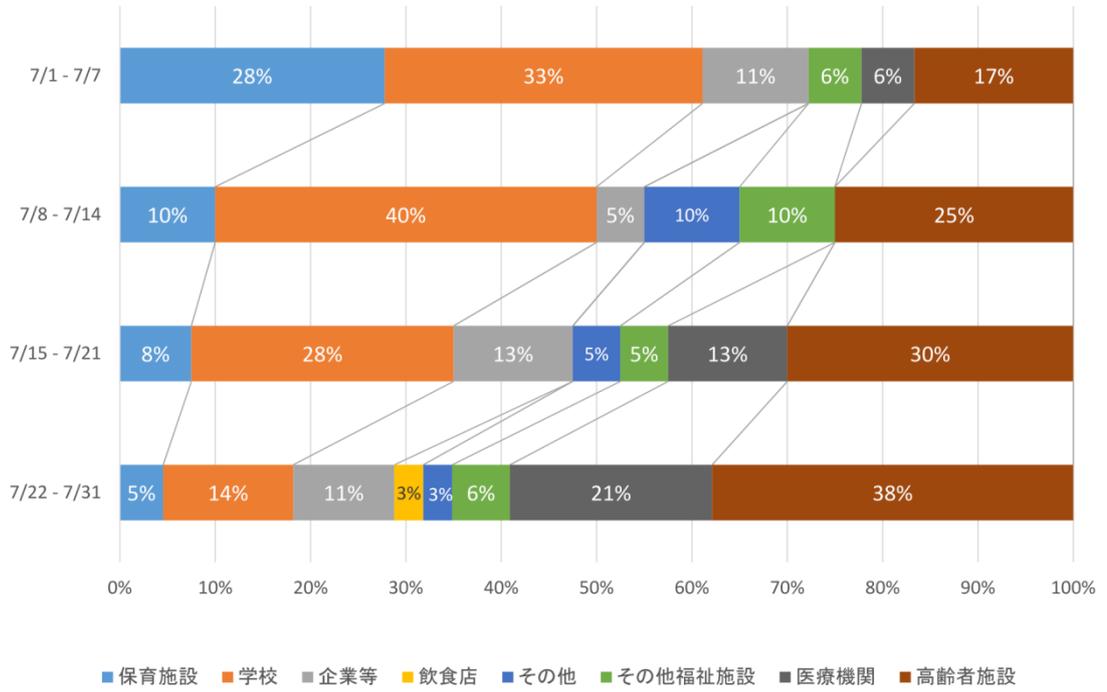
年代別入院者

7月後半は、80代以上の高齢者の入院が増加している

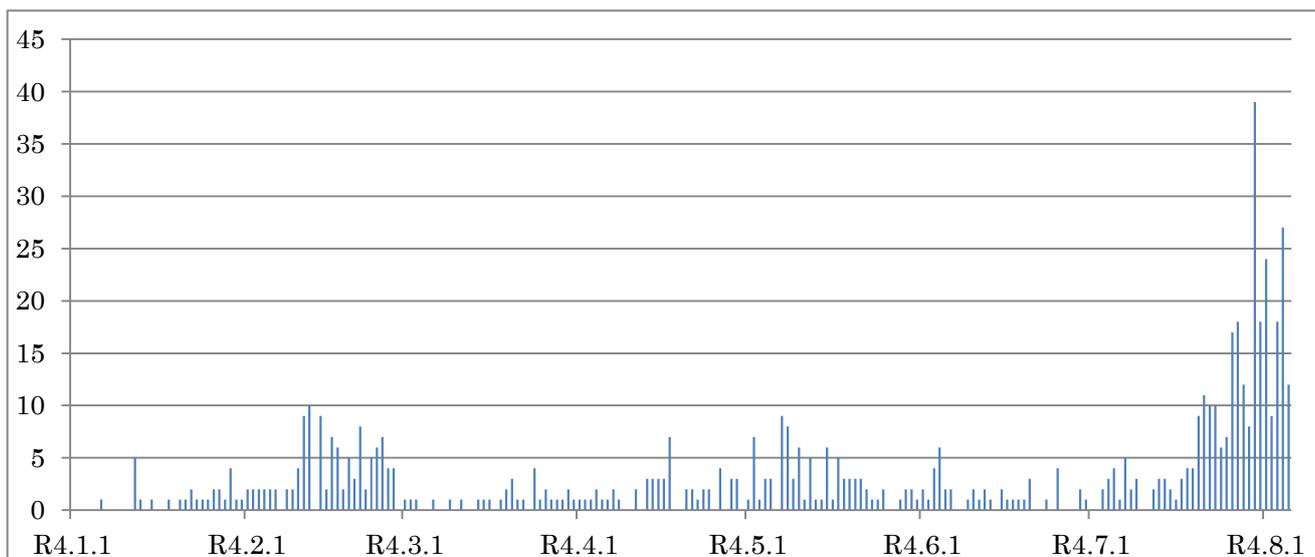


7月におけるクラスター件数

高齢者施設、医療機関でのクラスターが増加している



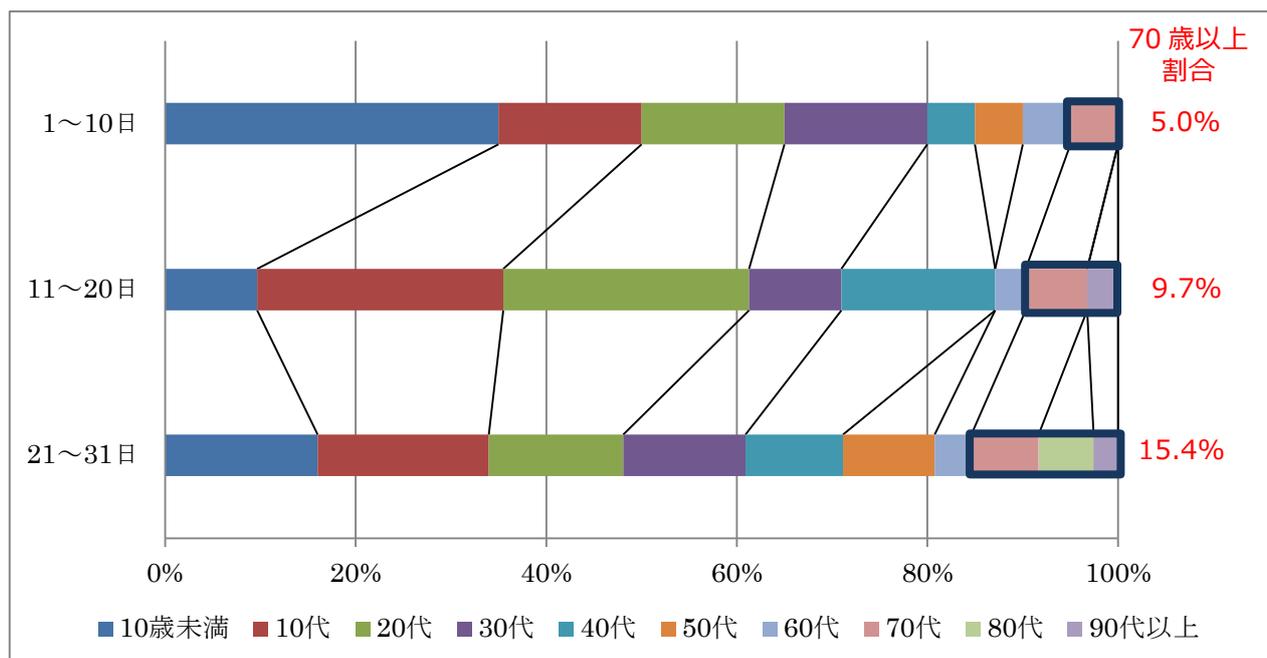
○市内新規陽性者数について（令和4年8月5日現在）



公表年月	R3年 12月まで	R4年 1月	R4年 2月	R4年 3月	R4年 4月	R4年 5月	R年4 6月	R4年 7月	R4年 8月	累計
陽性者数 (人)	149	27	109	30	50	85	41	207	90	788
クラスター数 (件)	6	1	4	—	—	1	—	6	1	16

(※) 令和4年8月は、1～5日の合計値

○令和4年7月の市内新規陽性者数の推移



新型コロナウイルス感染症
岡山県
BA.5対策強化宣言

岡山県内では、7月以降、感染が急激に拡大し、8月4日現在、新規感染者数は、過去最多の3,184人、病床使用率は、57.0%と第6波時の最高値と同レベルとなり、病床がひっ迫しつつあります。

今後、お盆での帰省など移動が多くなる時期を迎えることから、さらなる感染者の増加や、医療のひっ迫が懸念されます。

そのため、岡山県では、新型コロナウイルス感染症「BA.5対策強化宣言」を行い、改めて、県民の皆様へ要請をいたします。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2022年8月5日

新型コロナウイルス感染症 岡山県 BA.5対策強化期間

区 域	岡山県全域
期 間	2022年8月5日(金)～8月31日(水)

2022年8月5日

県民の皆様への要請等

【特措法第24条9項に基づくもの】

- 高齢者や基礎疾患があるなど重症化リスクの高い方や、日常的にそれらの方と接する方は、混雑した場所への外出など感染リスクの高い行動を控えること
- 3密（密閉・密集・密接）の回避を徹底すること
※冷房時でも定期的に空気を入れ替えるなど、換気には特に注意しましょう。
- 「マスクコード」（P.2参照）を遵守すること
※屋外で、会話をほとんど行わない場合や十分な距離（2m以上を目安）が確保できる場合は、熱中症防止のためマスク着用は不要です。
- 発熱、のどの痛み、咳など少しでも体調が悪い場合は、外出や帰省、旅行を控え、かかりつけ医等の医療機関を受診すること
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ること
- 会食はできるだけ少人数、短時間で、大声を控え、外食の際は岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業（P.9参照）の認証店など、感染防止策が徹底されている飲食店等を利用すること

【法に基づかない働きかけ】

- ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ効果が認められているため、早期のワクチンの接種を受けること
※特に、若い方の3回目、60歳以上や基礎疾患を有する方などの4回目接種をお願いします。
※帰省や旅行、イベント参加にあたっては、事前に、ワクチン接種又は検査の陰性結果を確認しましょう。

思いやりのルール「マスクコード」

～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、
医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～



○マスクを正しく着用

マスクを顔にすき間なくフィットさせ、しっかり着用を
布やウレタンより不織布の方が感染予防効果等が高いことが示されています

○話すときは「マスク会話」

休憩時間などは、つい気が緩みがちなので特に注意を

ケース① マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

○食事のときも話をするなら必ずマスク

会話するときは必ずマスク着用を

飲食するときは黙食の徹底を

ケース② 子どもが県外から帰省し、親族で集まり会食をして全員感染

**屋外で人と2m以上離れているときは、
マスクを外して熱中症予防を！**



高齢者施設等への要請

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 職員に対して、感染リスクの高い行動を控えるよう周知徹底すること
- 「介護現場における感染対策の手引き」（厚生労働省）に基づく対応を徹底すること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、冷房時でも定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- マスク着用の困難な利用者に対応する職員は、マスクだけでなく「保護メガネ」も着用し、目を守ること
- 休憩室、更衣室で、マスクなしの会話を控える、密にならない、換気に努める等過ごし方に十分気をつけること
- 飲食の際は、黙食の徹底、同一テーブル4人以下（介助者等を除く）、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること
- 職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させず、かかりつけ医等の医療機関受診を促すこと
- 面会は、電話やオンライン面会等を活用しながら、直接面会する場合は、面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、時間、人数、回数の制限や感染防止策を徹底すること
- 退院基準を満たす退院患者を適切に受け入れるとともに、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内や院内等で療養を行う場合に備え準備すること
- 高齢者入所施設及び障害者入所施設については、職員に対する定期的な検査を実施すること
- 入所者、職員等へのワクチンの4回目接種を接種医療機関と調整の上、迅速に進めること

学校への要請

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には控えること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、冷房時でも定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- 部活動の実施にあたっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応するとともに、活動の実施中以外の練習場所や更衣室等の共用エリアの利用、部活動前後の集団での飲食の場面や移動にあたっては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底すること
- 学生・生徒・児童・教職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させず、かかりつけ医等の医療機関受診を促すこと
- 学生寮における感染対策を徹底すること

4

保育所・認定こども園等、 放課後児童クラブ、放課後子ども教室への要請

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省）「新型コロナウイルス感染症安全管理マニュアル」（岡山県）などに沿った対応を感染防止策を徹底すること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、冷房時でも定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- 園児をできるだけ少人数のグループに分割するなど感染を広げない形で保育を行うこと
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛すること
- 園児・児童・職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させずかかりつけ医等の医療機関受診を促すこと
- 2歳未満の子どもは、マスク着用は奨めないこと
- 2歳以上の就学前の子どもは、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないこと
- 飲食の際は、同一テーブル4人以下、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること
- 施設内で感染者が確認された場合は、感染状況等を踏まえ、市町村の判断のもと、学級閉鎖・臨時休所等を検討すること

5

事業者の皆様への要請等

【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 業種別ガイドラインを遵守すること
- 職場における感染防止の取組（手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離の確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等集団生活の場での対策等）や「3つの密」を避ける行動を徹底すること
特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）、食堂等職員の交わりが想定される場面に注意すること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、冷房時でも定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- 「マスクコード」を遵守及び周知すること
- 飲食の際は、黙食の徹底、同一テーブル4人以下、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること
- 従業員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させず、かかりつけ医等の医療機関受診を促すこと
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等人との接触を低減する取組みを推進すること
- 感染者・濃厚接触者となった従業員に対し、休暇取得や勤務再開に当たって、証明書の提出を求めないこと

【法に基づかない働きかけ】

- ワクチン休暇の導入など、従業員が安心してワクチン接種できる環境整備に努めること

6

● 飲食店等への要請等 ※「事業者の皆様への要請等」に加えてご確認ください

対象施設	【飲食店】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く） 【遊興施設】 接待を伴う飲食店、カラオケ店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場等
要請内容	【特措法第24条第9項に基づくもの】 <ul style="list-style-type: none">○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置を徹底○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒 【法に基づかない働きかけ】 <ul style="list-style-type: none">○岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業（P.9参照）の認証取得に努めること

※ ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、「飲食店等への要請等」の対象外だが、「施設等への要請」（p.8参照）の対象となる

➤ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

7

● **施設等への要請※「事業者の皆様への要請等」に加えてご確認ください**

施設の種類	施設の例	要請内容
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	〔特措法第24条第9項に基づくもの〕 ○売り場等の3密回避の徹底 ○入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 ○入場者に対するマスク着用の周知 ○正当な理由なく感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）
遊技施設	メーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所、ネットカフェ、マンガ喫茶等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール、葬祭場等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ等	
博物館等	博物館、美術館等	

8

▶ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること(特措法第24条第9項に基づく)

＜参考＞

岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業

県内の飲食店又は喫茶店における感染防止策について、現地調査を行った上で、一定の基準に適合している店舗を認証する制度

◇ホームページ： <https://www.okayama-ninsho.jp>

◇コールセンター：086-222-5611（平日9～17時）

9

●県内でのイベントの開催について〔特措法第24条第9項に基づく要請〕

- 次の要件に従って、必要な感染防止策を徹底すること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 「接触確認アプリ（COCOA）」の活用を周知すること
- 感染防止策が徹底できない場合は、イベント開催を自粛すること

	感染防止安全計画を策定しない場合 ※次の人数上限、収容率を満たし、かつ いずれか小さい方を限度とすること	感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数 上限	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方	収容定員まで
収 容 率	大声なし 100%以内 大声あり 50%以内 大声あり：大声（観客等が、①通常よりも大き な声量で、②反復・継続的に声を発すること） を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施 さないイベント	大声なし 100%以内 ※大声なしでの開催が前提条件
条 件	<ul style="list-style-type: none"> ● 「感染防止策チェックリスト」（様式5）を作 成し、公表（ホームページ掲載やイベント会場 での掲示等）するとともに、イベント終了日か ら1年間保管すること ● 問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不 徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」 （様式6）を県に提出すること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「感染防止安全計画」（様式4）を策定し、イベ ント開催2週間前までに県に提出すること ● イベント終了後、1か月以内に（ただし、問題が 発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等） した場合は、直ちに）「イベント結果報告書」 （様式6）を県に提出すること

※ 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声
なしのイベントは人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること

※ 参加者を事前に把握できない場合であっても、主催者が想定する参加予定人数が5,000人超の場合は、原則安全計画策定の対象

※ 各様式、詳細は、岡山県ホームページを参照のこと（<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/676051.html>）

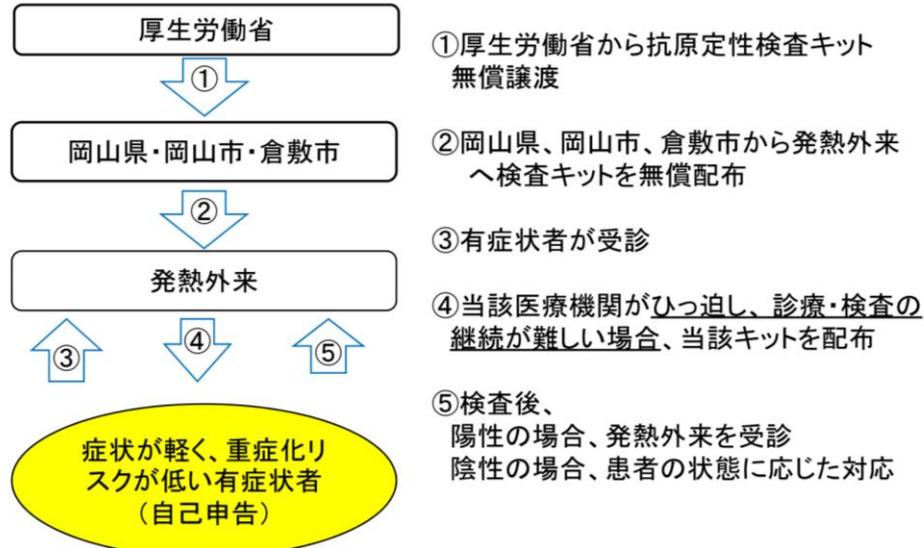
「夏期の感染拡大防止のためのお願い」からの主な変更点

夏期の感染拡大防止のためのお願い	BA.5 対策強化期間
区域：県全域 期間：2022年7月22日～ 原則、法に基づかない働きかけ	区域：県全域 期間：2022年8月5日～8月31日 原則、特措法第24条第9項に基づく要請
スライド①ページ「県民の皆様へ」	
—	○高齢者や基礎疾患があるなど重症化リスクの高い方や、日常的にそれらの方と接する方は、混雑した場所への外出など感染リスクの高い行動を控えること【新規】
○発熱、のどの痛み、咳など少しでも体調が悪い場合は、外出や帰省、旅行を控え、すぐにかかりつけ医等の医療機関を受診すること。	○発熱、のどの痛み、咳など少しでも体調が悪い場合は、外出や帰省、旅行を控え、かかりつけ医等の医療機関を受診すること。
—	○救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ること【新規】
スライド③ページ「高齢者施設等へ」	
—	○職員に対して、感染リスクの高い行動を控えるよう周知徹底すること【新規】
○飲食の際は、黙食の徹底、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること	○飲食の際は、黙食の徹底、同一テーブル4人以下（介助者等を除く）、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること
スライド⑤ページ「保育所・認定こども園等、放課後児童クラブ、放課後子ども教室へ」	
○飲食の際は、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること	○飲食の際は、同一テーブル4人以下、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること
スライド⑥ページ「事業者の皆様へ」	
—	○飲食の際は、黙食の徹底、同一テーブル4人以下、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること【新規】
—	○感染者・濃厚接触者となった従業員に対し、休暇取得や勤務再開に当たって、証明書の提出を求めないこと【新規】
スライド⑦ページ「飲食店等への要請等」【新規】	
スライド⑧ページ「施設等への要請」【新規】	

(2) 岡山県の対応（岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料抜粋）

発熱外来のひっ迫度合いに応じた対応

発熱外来（診療・検査医療機関）がひっ迫した際に、医療機関の判断により、症状が軽く、重症化リスクが低い有症状者（自己申告）に対し、抗原定性検査キットを配布し、検査を行うことにより診療・検査医療機関の負担軽減を図る



県保健所における疫学調査及び自宅療養者健康観察の重点化

これまで

- 陽性者
 - 医師の発生届を受け県保健所が、**すべての陽性者へ電話により状態を確認し、療養区分を決定**（ファーストタッチ）
 - 自宅療養となった方は、自宅療養サポートセンターがアプリや電話で健康観察
 - ✓ 熱38℃以上、SPO2が96%未満、脱水症状の恐れ（いずれかに該当。症状が改善するまで毎日電話）
 - ✓ 後期高齢者（毎日電話）
 - ※ 重症化リスクのある患者や独居者等には、上記に準じて留意
 - ※ 重症化リスクのない50歳未満はアプリ等を利用して自身で健康観察（県からの電話はない）

重点化（8月8日（月）～）

- 陽性者（**65歳以上、重症化リスクのある方**）
 - 医師の発生届を受け県保健所が、**電話により状態を確認し、療養区分を決定**（保健所の確実なファーストタッチ）
 - 自宅療養となった方は、自宅療養サポートセンターがアプリや電話で健康観察
 - ※重症化リスクのある方
 - ☑ 40歳以上で重症化リスク因子を複数もつ方
ワクチン未接種（1回を含む）、心血管疾患、糖尿病、慢性呼吸器疾患、脳血管疾患、悪性腫瘍 等
 - ☑ 妊娠している方
 - 陽性者（**65歳未満で重症化リスクのない方**）
 - 医師の発生届を受け**原則、自宅療養とし、ショートメッセージサービス(SMS)で健康観察のアプリ等を通知**（発熱外来で検査時に配布するチラシで注意事項等を事前に案内）
 - 患者自身（ご家族の方）で、アプリを活用して健康観察（自宅療養サポートセンターで情報共有）
- ★ 不明点や不安があれば、自宅療養サポートセンターへ相談
★ 薬の不足や、体調悪化時は、かかりつけ医等に電話連絡の上、直接受診

○陽性者の療養期間及び濃厚接触者の自宅待機期間

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
陽性者	有症状 発症日		療養期間									解除	
	無症状 検体採取日		療養期間						解除				
濃厚接触者 (注1)	陽性者との最終接触日 (注2)		自宅待機期間				解除						

(注1) 濃厚接触者とは

「濃厚接触者」とは、陽性者の感染可能期間内（発症日の2日前から、診断後に隔離開始されるまでの間）に陽性者と接触した者のうち、次の範囲に該当する方をいいます。

1. 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった方
2. 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、マスクなどの必要な感染予防策なしで、「患者」と15分以上の接触があった方
（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）
3. 適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた方
4. 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方

(注2) 自宅療養により、陽性者と生活を共にする家族や同居者の待機期間は、

○陽性者の発症日（陽性者が無症状の場合は、検体採取日）

○陽性者の発症等により住居内で感染対策※を講じた日

のいずれか遅い方を0日目として5日間の自宅待機をお願いいたします。

※ここで言う感染対策は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、消毒等の実施などの対策を想定しています。保健所の指示に基づく対策の実施や、濃厚接触者とならないよう厳格に隔離等を行うことまでを求めるものではありません。